

所定疾患施設療養費・令和5年度 算定状況

みどりの丘の入所者が肺炎・尿路感染症・带状疱疹・放火し巣を発症された際に、施設内で投薬、注射、処置等を実施した場合、みどりの丘は『所定疾患施設療養費（I）』を算定させていただいております。

具体的には1か月に1回、連続する7日間を限定に算定し、1回あたり239円の利用者自己負担により、病院へ入院しなくても施設内で治療を行える、というものです。

ちなみに、こちらの算定は、入院による利用者・その家族の負担を軽減すること、治療の安静による筋力の低下や、環境変化による認知症の進行を防ぐことを配慮されたもので、平成24年4月より始まったものです。

その実施状況につきまして、令和5年度分をご報告させていただきます。

	件 数	治 療 日 数
肺 炎	0	0
尿 路 感 染 症	20	126
帯 状 疱 疹	0	0
蜂 窩 織 炎	0	0